

## 景観計画の改定について

### 1 経緯

前橋市景観計画は、平成16年の景観法制定、平成21年度の前橋市景観条例の施行に続いて、平成21年度に策定され、本市の景観行政の指針となってきました。しかしながら計画策定より10年以上が経過する中、本市においては平成28年度に「前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」の施行、令和4年度に「前橋市歴史的風致維持向上計画」の認定など景観行政を取り巻く環境も変化するほか、新しいまちづくりの理念に基づく「コンパクト+スマートシティ」や「まちなかウォーカーブルシティ」といった計画も進んできており、そうした状況に合致した景観計画への改定が求められています。

### 2 現計画の概要及び達成状況等

(1) テーマ 「振り返りたくなる風景がある」

(2) 指針・行動計画

景観形成方針、体制整備方針、観光戦略方針の3つの枠組で景観形成の方向を示す。また、それぞれの方針に沿う形で行動計画を設定。

(3) 景観形成基準

景観類型ごと（拠点景観（都市拠点）、軸景観（都市軸、鉄道軸、河川軸）、都市景観（商業・業務地区、住宅地区、工業地区）、自然的景観（田園地区、森林地区））に調和ある景観形成基準を定め、大規模な行為について届出を求めている。

(4) 推進体制

調整機関としての都市計画課景観・歴史まちづくり係に、景観審議会、都市計画審議会、庁内関係課、景観アドバイザーといった支援体制、商工会議所や自治会等民間団体などの活動主体が連携して景観行政を推進する。

### 3 改定の方向性

現計画において、修正や見直しが必要となる事項及び新たに追加が必要な事項をそれぞれ整理し、改定の範囲を検討します。

(1) 修正・見直しが必要な事項

①景観審議会、庁内、住民との合意形成などが必要と思われるもの

・計画の構成

・計画の主旨・総合計画における位置づけ(第6次総合計画のときのものになっている)

- ・意向調査、実態調査（平成19年～平成21年3月のもので年数が経っている）
- ・地区の目カルテ（地区の課題も年数の経過によって変わっている可能性がある）
- ・景観形成モデル地区（けやき通り地区-本町2丁目-） 前橋市都市景観条例（平成21年廃止）に基づき平成14年3月に地区指定。

②担当課で調整可能な修正、軽微な変更と思われるもの

- ・機構改革による所属名称の変更など

## （2）追加記載事項

①歴史的風致維持向上計画との連携

- ・重点区域の位置づけ（厩橋地区、総社及び総社山王地区）
- ・広瀬川河畔景観形成重点地区拡張事業
- ・景観誘導ガイドライン策定事業

②「前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」

- ・再生可能エネルギー発電設備（太陽光パネル等）の設置に関する景観上のルール

③色彩のルール

- ・広瀬川河畔地区景観形成重点地区及び地区計画の色彩のルール

④その他

- ・（仮称）赤城山ビジョン（群馬県が実施するデザインガイドラインと連携）

## 4 スケジュール

令和6、7年度の2年度にかけて実施予定。詳細は別紙スケジュールのとおり。